

権利擁護に関するアンケートの結果に関する 報告書

成年後見中核機関プロジェクト

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

地域包括支援センター | 三浦市南下浦町菊名 1258-3

目次

I	調査の趣旨	2
II	実施概要	2
III	結果	3
IV	総評	14

I 調査の趣旨

三浦市社会福祉協議会では、必要とする方が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することで、安心して暮らせる地域社会の実現を図るべく、成年後見制度利用促進に係る中核機関運営事業をおこなっています。

本事業は、3つの地域包括支援センターによる「成年後見中核機関プロジェクト」が担います。本チームでは、身寄りのない高齢者が増えてきているにもかかわらず、社会の仕組みは依然として、身元保証は親族がおこなうことを前提としている点に疑問を感じています。この点につきまして、支援者の皆様の状況を把握したく、本調査を実施いたしました。

II 実施概要

対象：市内で働く高齢及び障害者のケースワーカー、ケアマネジャー

回答及び提出方法：Google フォームを利用した WEB アンケート

期間：令和7年6月1日～7月15日

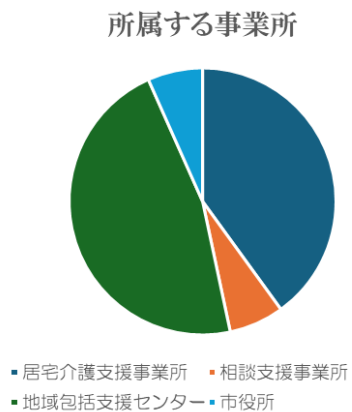
有効回答数：15件

調査詳細：別紙あり

Ⅲ 結果

問 1 所属する事業所

居宅介護支援事業所	6
相談支援事業所	1
地域包括支援センター	7
市役所	1



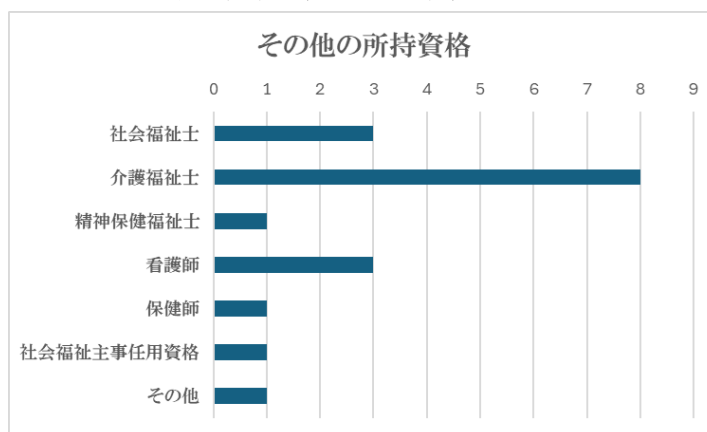
問 2 職種

介護支援専門員	9
相談支援専門員	1



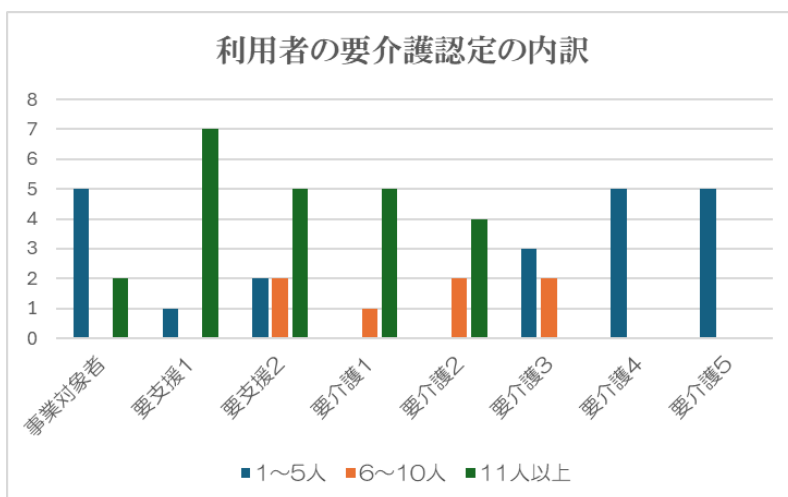
問 3 介護支援専門員・相談支援専門員以外の所持資格（複数回答有）

社会福祉士	3
介護福祉士	8
精神保健福祉士	1
看護師	3
保健師	1
社会福祉主事任用資格	1
その他	1



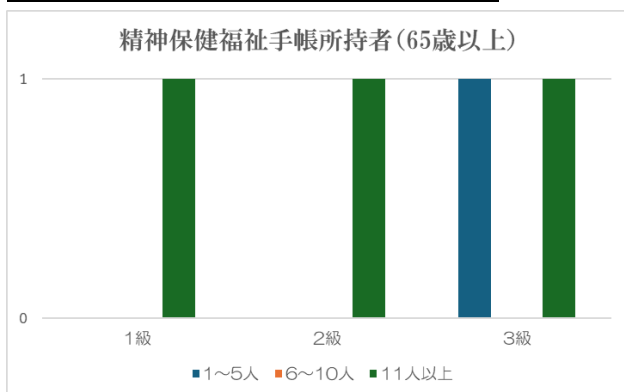
問 4 利用者の要介護認定の内訳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
事業対象者	5	0	2
要支援 1	1	0	7
要支援 2	2	2	5
要介護 1	0	1	5
要介護 2	0	2	4
要介護 3	3	2	0
要介護 4	5	0	0
要介護 5	5	0	0



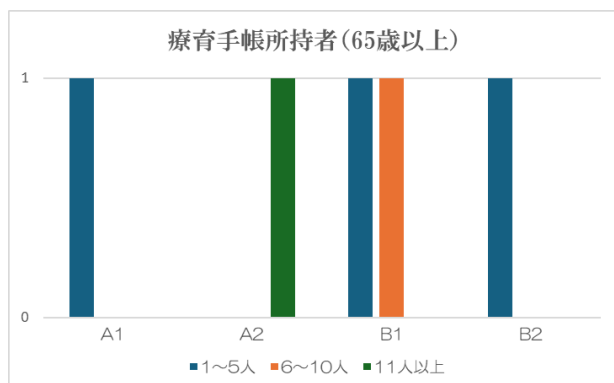
問 5 利用者（65 歳以上）の障害内訳 ①精神保健福祉手帳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
1 級	0	0	1
2 級	0	0	1
3 級	1	0	1



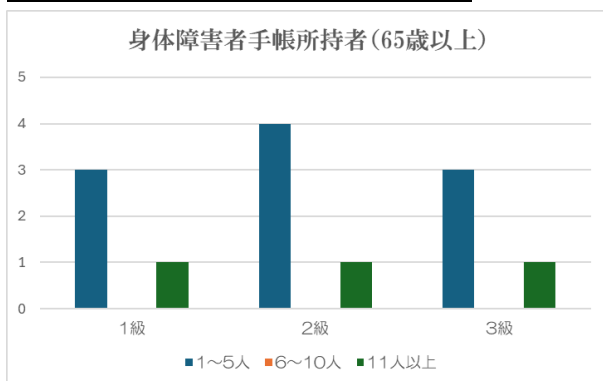
問 5 利用者（65 歳以上）の障害内訳 ②療育手帳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
A1	1	0	0
A2	0	0	1
B1	1	1	0
B2	1	0	0



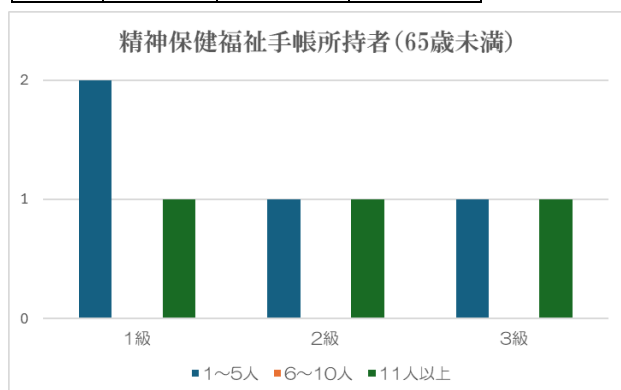
問 5 利用者（65 歳以上）の障害内訳 ③身体障害者手帳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
1 級	3	0	1
2 級	4	0	1
3 級	3	0	1



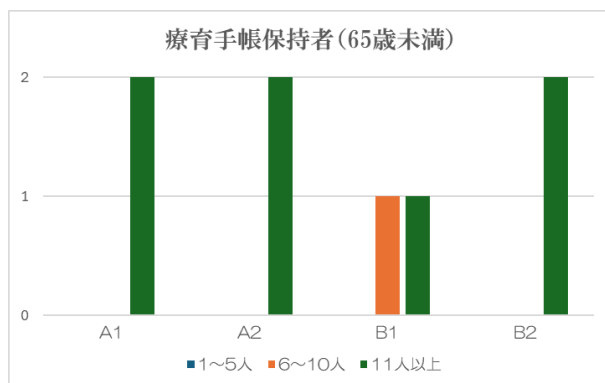
問 6 利用者（65 歳未満）の障害内訳 ①精神保健福祉手帳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
1 級	2	0	1
2 級	1	0	1
3 級	1	0	1



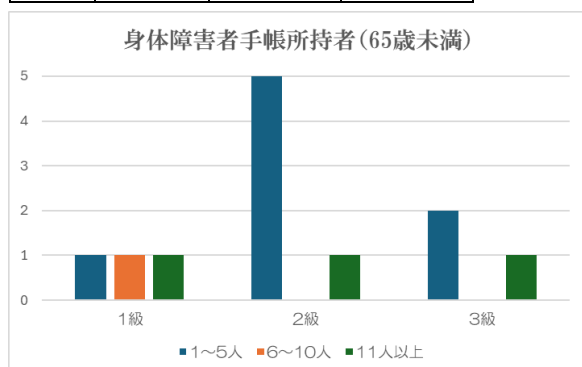
問 6 利用者（65 歳未満）の障害内訳 ②療育手帳

	1～5 人	6～10 人	11 人以上
A1	0	0	2
A2	0	0	2
B1	0	1	1
B2	0	0	2



問 6 利用者（65 歳未満）の障害内訳 ③身体障害者手帳

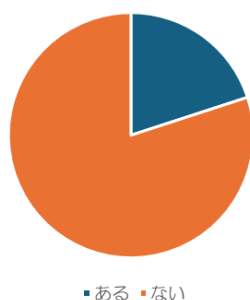
	1～5 人	6～10 人	11 人以上
1 級	1	1	1
2 級	5	0	1
3 級	2	0	1



問 7 利用者や家族から権利擁護に関する相談を受けたことがあるか

ある	3
ない	12

権利擁護に関する相談を
受けたことがあるか

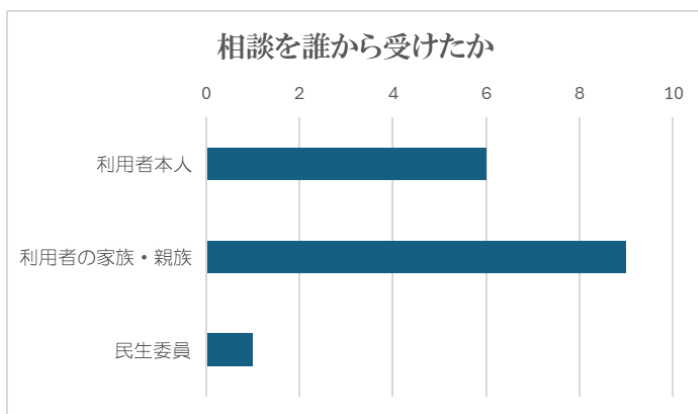


問 8 問 7 の相談内容

▼独居で身寄りない方の入院書類、入所手続き▼認知症高齢者で、遠い親戚しか身寄りがない方の財産管理▼職場における障害者差別▼手続きの支援▼将来の自分の意思決定が不安なので、成年後見制度について教えて欲しい▼生活保護世帯。妻が知的障害のため金銭感覚がなく、お金を使い込んでしまう▼子や親族がいない方の死後事務について▼金銭管理（2件）▼娘より「父が認知症と診断された。後見人制度や介護保険など教えて欲しい」▼成年後見人より「緊急連絡先がない」▼認知症でお金の管理が難しくなった▼愛犬の対応について

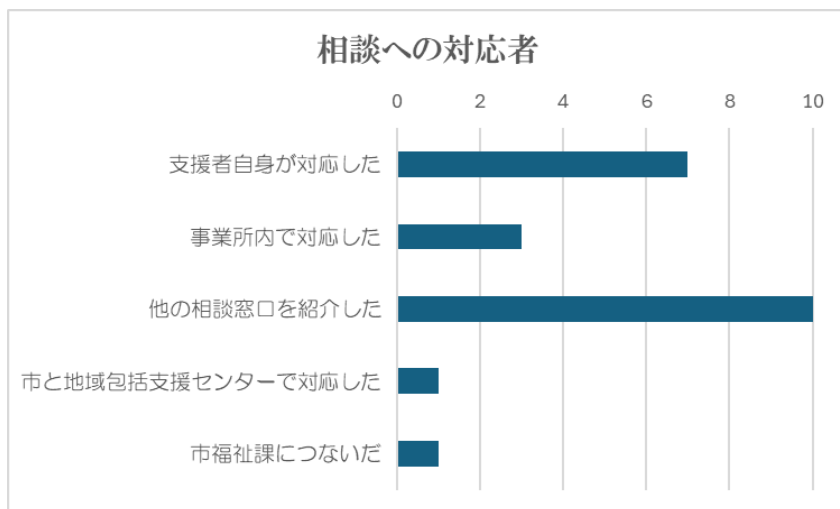
問 9 問 7 の相談を誰から受けたか（複数回答有）

利用者本人	6
利用者の家族・親族	9
民生委員	1



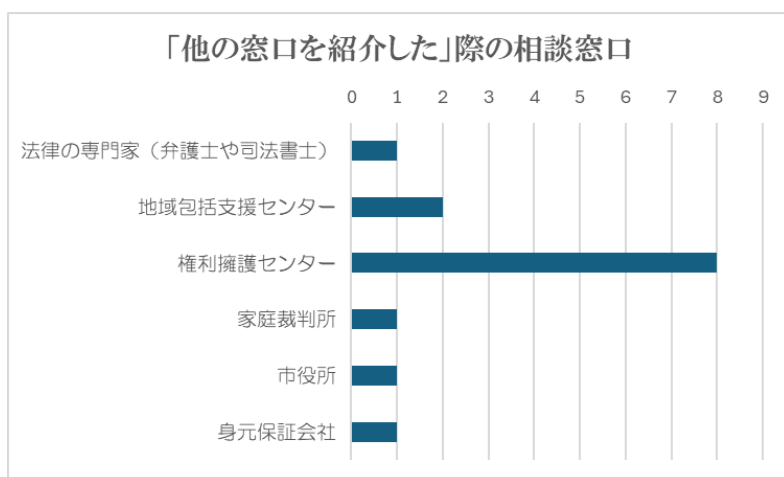
問 10 問 7 の相談への対応者（複数回答有）

支援者自身が対応した	7
事業所内で対応した	3
他の相談窓口を紹介した	10
市と地域包括支援センターで対応した	1
市福祉課につないだ	1



問 11 問 10で「他の相談窓口を紹介した」際の窓口（複数回答有）

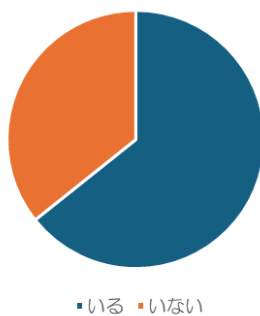
法律の専門家（弁護士や司法書士）	1
地域包括支援センター	2
権利擁護センター	8
家庭裁判所	1
市役所	1
身元保証会社	1



問 12 利用者の中で、生活費や財産管理の支援が必要な人がいるか

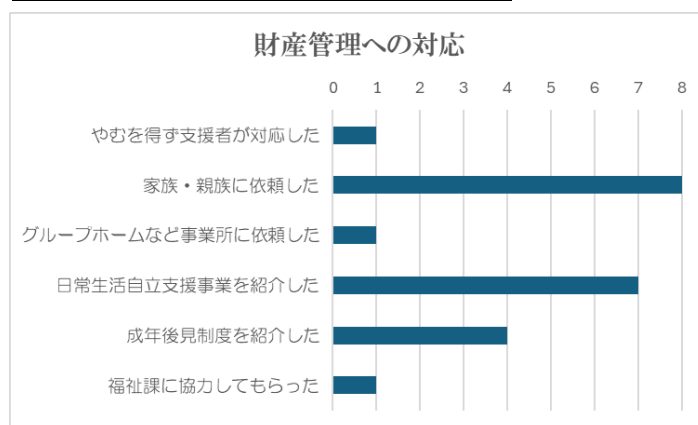
いる	9
いない	5

財産管理の支援が
必要な人がいるか



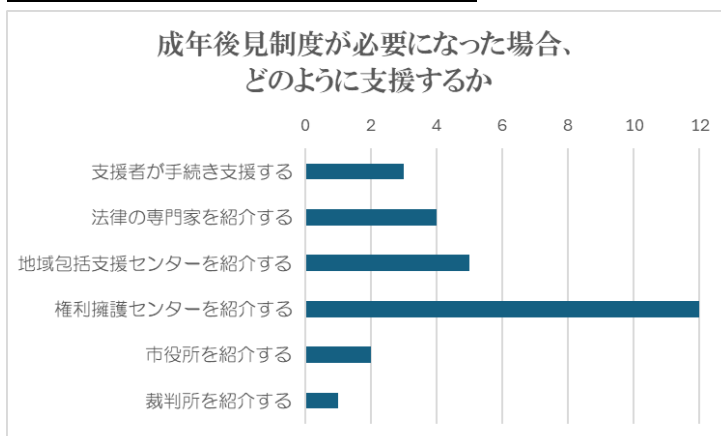
問 13 問 12 にどのように対応したか（複数回答有）

やむを得ず支援者が対応した	1
家族・親族に依頼した	8
グループホームなど事業所に依頼した	1
日常生活自立支援事業を紹介した	7
成年後見制度を紹介した	4
福祉課に協力してもらった	1



問 14 利用者に成年後見制度が必要になった場合、どのように支援するか（複数回答有）

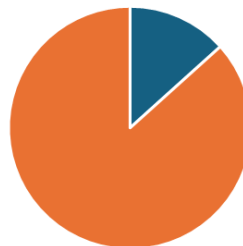
支援者が手続き支援する	3
法律の専門家を紹介する	4
地域包括支援センターを紹介する	5
権利擁護センターを紹介する	12
市役所を紹介する	2
裁判所を紹介する	1



問 15 後見人等が選任されている利用者がいるか

いる・もしくは過去にいた	2
いない	13

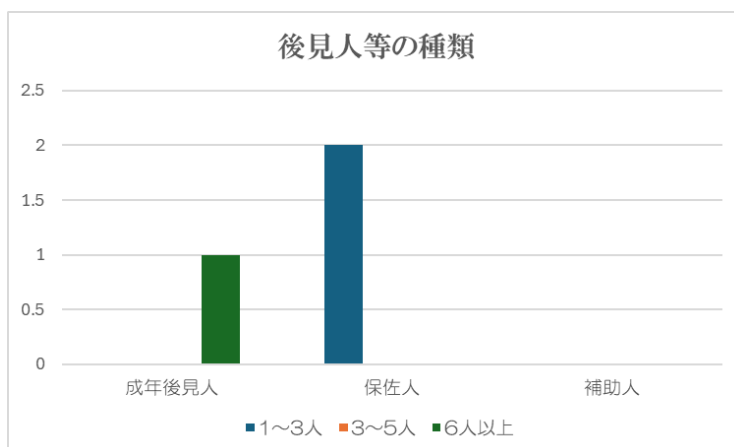
後見人等が選任されている
利用者がいるか



■ いる・もしくは過去にいた ■ いない

問 16 問 15 で「いる」と答えた中で、後見人等の種類

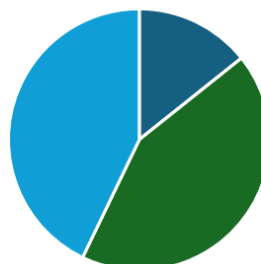
	1～3 人	3～5 人	6 人以上
成年後見人	0	0	1
保佐人	2	0	0
補助人	0	0	0



問 17 成年後見制度の利用により、利用者の状況は改善できるか

改善できる	2
改善できない	0
制度利用だけでは難しい	6
わからない	6

後見制度の利用により
状況が改善するか

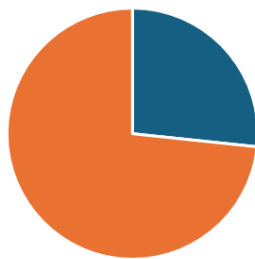


■ 改善できる
■ 改善できない
■ 制度利用だけでは難しい

問 18 高齢者シェアハウスが必要な利用者はいるか

いる・過去にいた	4
いない	11

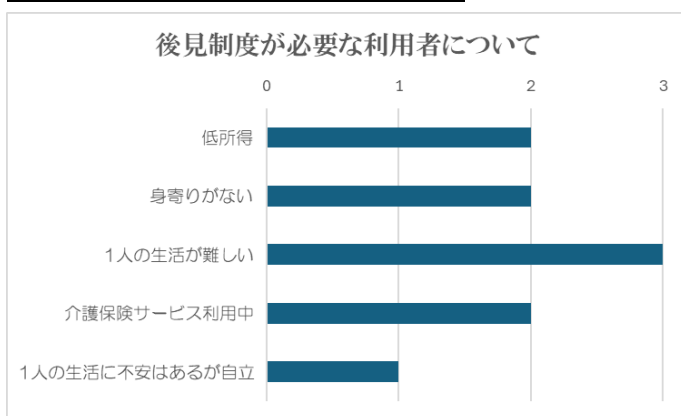
高齢者シェアハウスが
必要な利用者がいるか



■ いる・過去にいた ■ いない

問 19 問 18 で「いる」と答えた人の、必要なケースの概要

低所得	2
身寄りがない	2
1 人の生活が難しい	3
介護保険サービス利用中	2
1 人の生活に不安はあるが自立	1



問 20 緊急シェルターが必要な利用者がいるか

いる・過去にいた	2
いない	13

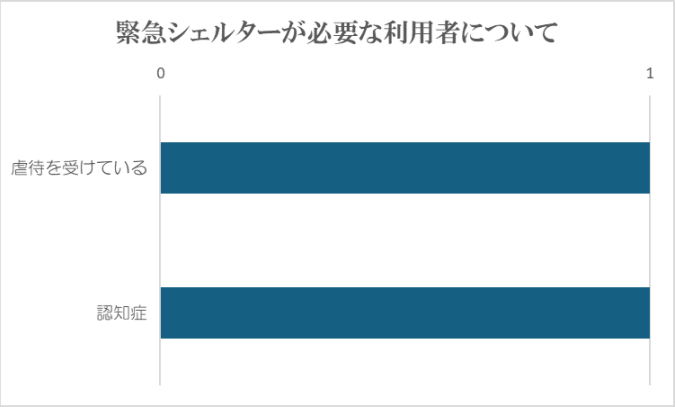
緊急シェルターが
必要な利用者がいるか



■ いる・過去にいた ■ いない

問 21 問 20 で「いる」と答えた人の、必要なケースの概要

虐待を受けている	1
認知症	1



IV 総評

今回実施した「権利擁護に関するアンケート」については、関係機関・団体を通じて呼びかけをおこなったものの、回答数は想定の概ね 100 人中 15 人程度にとどまりました。回収率が全体の 15%という結果は、期待された水準には達しなかったと評価せざるを得ません。

1 回答率の低さについての考察

回答率が低かった要因としては、以下の点が考えられます。

- ・ アンケートの目的や意義が十分に伝わっていなかった可能性
- ・ 対象者の関心や理解のばらつき
- ・ 回答に要する時間や負担感
- ・ 相談支援事業者による周知やフォローの方法・タイミングの不足

2 回答内容の有効性

回答数は少ないものの、得られた回答には現場の実情や課題意識が垣間見られ、今後の施策立案に資する意見も含まれていました。そのため、回答内容自体の質は一定の意義があると評価できます。

(総括)

回答内容からは相談支援現場における権利擁護の実情と制度上の課題が浮き彫りとなりました。主に以下の 5 点が注目されます。

(1) 金銭管理や身寄りのない当事者への対応が多い現実

相談支援者は、日常的に金銭管理や身寄りのない方からの相談に直面しており、権利擁護の最前線で対応を迫られている状況が明らかとなりました。

(2) 日常生活自立支援事業の潜在的ニーズの多さ

回答からは、この事業の利用が妥当と思われるケースが数多く存在していることが示唆され、制度の活用が進んでいない実態が浮かび上がりました。

(3) 権利擁護に関する相談の「上位機関」の不在

三浦市の成年後見中核機関は相談と広報のみを受託しているのが実情です。「協議会」も存在しないので、適切に引き継げる相談先が不明確なことから、相談支援専門員が制度上想定された役割を超えて対応している実態が見受けられました。支援体制の整備や役割分担の明確化が求められます。

(4)成年後見制度の活用における課題

「制度の敷居の高さ」などにより、成年後見制度に結びつく事例は極めて少なく、制度へのアクセスの難しさが改めて浮き彫りとなりました。

(5)成年後見制度の限界とニーズとの乖離

成年後見制度は万能ではなく、それ単体では本人の複雑なニーズに対応しきれないケースが多く存在することも確認されました。複合的な支援の仕組みが求められています。

3 今後に向けた提言

アンケートの目的が権利擁護という重要なテーマであることを踏まえ、今後は以下のような改善が求められます。

- ・呼びかけ方法の見直し（例：対象者への直接説明、説明資料の配布）
- ・相談支援事業者との連携強化と周知の工夫

以 上

権利擁護に関するアンケートの結果に関する報告書

令和 7 年 8 月

発行 〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

三浦市社会福祉協議会安心館

電話 046-888-7347

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

成年後見中核機関プロジェクト 地域包括支援センター

発行者：杉山 実

編集責任者：高根沢奈津子

編集人：森 祐貴